

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）会議録（第4日）

平成24年6月15日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 委員会の閉会中の継続審査について
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 4 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願
(福祉文教常任委員会委員長報告)

追加日程第1 意見書案第1号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書の提出について

- 7 委員会の閉会中の継続審査について
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 薮 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	中 島 貞 次

1 1 番 服 部 千 秋
1 3 番 中 井 政 喜
1 5 番 清 原 良 典

1 2 番 井 村 淳 子
1 4 番 橋 本 恭 子
1 6 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 山 本 雅 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 山 本 修 三
教 育 次 長 神 南 隆 司

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 井 手 俊 郎
財 政 課 長 堀 恭 一

(開議 午前10時00分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成24年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度4月分及び平成24年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第30号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第31号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第30号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議案第31号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますので、これをもとにご報告をいたします。

まず、議案第30号についてご報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、平成24年6月6日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年6月7日（木）午前10時から午後0時2分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。上位法である地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布、施行されたことにより、本町の条例を改正するもの。土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続、特別土地保有税に係る改正部分については、本年3月31日付で専決処分されていたものを、5月臨時議会で審査し了承済みであります。

主な質疑、答弁は次のとおりです。

公的年金等に係る雑所得以外の他の所得を有しなかった者で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする者の件数を問う質疑があり、寡婦（寡夫）控除は、このたびは年金所得者のみの改正であるが、平成24年度は若い方からお年寄りまでの総数で603名の方が申告されているとの答弁がありました。寡婦と寡夫の定義と控除に関係があるかを問う質疑がなされました。答弁は、性別を分けるため男性は夫としている。女性の場合は、夫と死別、離婚した後に婚姻をしていない者で、要件は扶養がある、または合計所得金額が500万円以下のどちらかに該当すれば、寡婦控除を受けられる。男性の場合は、その両方に該当する者が寡夫控除の対象となることとありました。附則第11条の2に該当する法人が町内にあるかを問う質疑があり、本町には該当する法人及び施設はないとの答弁がありました。5月の関連する議案審査でも確認したが、東日本大震災に係る該当者は現在も町内にいないのか確認するとの質疑があり、本町には現在該当者はないとの答弁がありました。

(2)審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号についてご報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、平成24年6月6日。件名、太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年6月7日（木）午前10時から午後0時2分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。上位法である近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことにより、本町の固定資産税不均一課税を2年間延長するものであります。

主な質疑、答弁は次のとおりです。

第2条文中の当該都市開発区域を問う質疑があり、都市開発区域は太子町全体として指定を受けているとの答弁がありました。第2条文中の固定資産の取得価格の合計額が10億円を超えるに該当するものはあるかを問う質疑があり、ないとの答弁がありました。2年間延長のやり方は、このように少しずつするのかを問う質疑があり、国土交通省の改正は大体このように小刻みに2～3年でなされるとの答弁がありました。この条例に向けて、よい情報は何かあるかとの質疑に対して、今のところよいニュースは全くといってよいほどないとの答弁がありました。

(2)審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第31号太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第29号 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第32号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第4、議案第29号住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第5、議案第32号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会に付託されました委員会審査報告書を読み上げ、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、平成24年6月6日。件名、住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正

する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年6月8日金曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。参考資料の新旧対照表「印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正（第3条関係）」、第7条第1項第3号中「通称」とは何かとの質疑に、例えば本名がT o m a sであるが、名前を短縮し通称名のトムも住民票に登録すれば通称名でも印鑑登録できるという説明があった。また、同条同項第7号中「非漢字圏」はどこを指すのかとの質疑に、国の通知によると、中国、台湾、韓国、北朝鮮以外を想定しているとの説明があった。また、自国語で印鑑登録は可能かとの質疑に、法務省が認めた簡体字であれば、印鑑登録は可能との説明があった。町内における外国人対象は何人か。この制度が導入されることにより、対象者のメリットはとの質疑に、外国人対象者は5月末で193名である。メリットは、日本人と外国人の多国籍で構成されている世帯については、同一世帯の住民票が発行されることと、法務省と市町の両方に提出しなければならなかった多くの届け出が、法務省のみで済むようになるとの説明があった。外国人も住基カードをつくれるのかとの質疑に、法律は1年後政令で定める日となっており、恐らく平成25年7月9日から使えるよう改正されるだろうとの説明があった。周知についてはとの質疑に、個別対応で制度改正の概要を通知している。との説明があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、平成24年6月6日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成24年6月8日金曜日午前10時から午後3時まで。

3、審査経過及び結果。

1、審査経過。町内に該当者はいるのかとの質疑に、該当者はいないとの説明であった。また、今回の改正で、7年経過しても被災された土地の確定ができない等の状況が続くようであれば、また延長されるのかとの質疑に、国の動向は未定との説明であった。

2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第29号住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第32号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

○議長（佐野芳彦） 日程第6、請願第2号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 請願審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件。受理番号、請願第

2号。付託年月日、平成24年6月4日。件名、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。平成24年6月8日金曜日午前10時から午後3時。

3、審査経過及び結果。

1、審査経過。紹介議員の平田議員及び参考人として全日本年金者組合西播支部の原田支部長、金澤書記長に出席を求め、特例水準解消等、年金支給額が平成24年度から平成26年度の3年間で2.5%削減される状況についての説明を受けた。近隣市町の状況はとの質疑には、宍粟市は採択であったが、佐用町は不採択であったとの説明を受けた。年金支給額に関係なく、一律2.5%削減なのかとの質疑に、年金額に関係なく、一定の率で削減されとの説明を受けた。委員会としては、請願の趣旨をかんがみ、低年金所得者からも一律2.5%削減されるという、高齢者を取り巻く状況にさらに厳しさを増すという制度に対して見直しを求める意見書を提出する必要があるということで、まとまった。

2、審査結果は全員賛成により採択すべきものと決した。

3、措置事項として意見書を提出する。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択で

す。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時20分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま公的年金の改悪に反対する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、公的年金の改悪に反対する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第1号 公的年金2.5%の引下げに反対する意見書の提出について**

○議長(佐野芳彦) 追加日程第1、意見書案第1号公的年金の改悪に反対する意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井村淳子議員。

○井村淳子議員 意見書を読み上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書(案)。

厚生労働省は、公的年金の特例水準を解消

するとして、3年間で一律2.5%の年金引き下げを行おうとしています。

当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。

しかしながら、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活実態を全く無視したものであり、この2.5%の削減を行えば、消費はさらに冷え込むこととなり、年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することにもつながります。また、全国的にもデフレ脱却は一層困難になります。

これらのことから、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも、この公的年金2.5%の引き下げは、認めることはできません。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。公的年金の2.5%削減は行わないこと。

平成24年6月15日。

内閣総理大臣野田佳彦様、厚生労働大臣小宮山洋子様。

兵庫県揖保郡太子町議会議長佐野芳彦。

以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時27分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議事次第の中で公的年金の改悪に反対する意見書の提出についてと申し上げましたが、「改悪に」を削除いたしますので訂正をいたします。

再度申し上げます。「公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出について」というふうに訂正をさせていただきます。

もう一度申し上げます。確実に。

「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書の提出について」というふうに訂正をいたします。

それでは、再開しておりますが、引き続き議事を進行します。

趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（佐野芳彦） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

福祉文教常任委員会委員長から、請願第3号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時31分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月1日の招集以来、本日までの15日間でしたが、この間、議員各位には予算関係、条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政進展のためまことにご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町



政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

さて、首藤町長におかれましては、先に勇退を表明されております。平成12年8月6日の就任以来、行財政改革、合併問題、庁舎建設問題等課題が山積する中、3期12年にわたり難しい行政運営を担われてきたことに、町民と議会を代表して後席からであります、衷心より深く感謝を申し上げます。

また、任期満了後におかれましても、健康に十分に留意され、今後の人生を歩んでいただきたいと思います。まことにご苦労さまでございました。

最後に、これから本格的な梅雨を迎え、日増しに暑さも厳しくなっております。議員各位には、この上ともご自愛をいただきまして、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月1日に開会されました今期定例町議会におきまして、条例案件を初めとする重要案件について慎重なるご審議を賜り、適切にご議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、私ごとでまことに恐縮ではございますが、本6月の太子町議会定例会が私にとっては最後の議会となりました。先ほど議長さんからもおっしゃっていただきましたが、平成12年8月6日に町長に就任させていただ

て以来、12年の長きにわたり町民の皆様を初め議員各位の温かいご支援、ご協力をいただき、町勢発展に意を注ぎ、その努力を重ねてまいりましたが、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いております。

今後は、これから誕生します町長のもと、町民一丸となって知恵を出し合い、町民と行政一緒に汗をかきながらこの難局を乗り越えていかなければならない、このように思うところでございます。私も、今後は町民の一人といたしまして、太子町発展のためにいささかなりとも貢献してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、これまでのご指導、ご厚情に対しまして深く感謝を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のますますのご健勝、ご多幸、そして太子町のますますの発展をご祈念申し上げます、退任を前にしてのごあいさつとさせていただきます、また本定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（佐野芳彦） 大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 清 原 良 典

署名 議員 中 薺 清 志